行政処分(事業用自動車の使用停止処分) について

令和6年3月18日 伊丹市交通局

令和5年11月7日(火)、83系統(下河原発JR伊丹行き)緑丘小学校前停留所に おいて、乗務員が、停留所でお待ちのお客様が居られたものの、認識することなく通 過した事案について、本日、国土交通省近畿運輸局より行政処分を受けました。

お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なご不安とご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げますとともに、本事案を厳粛に受け止め、適切な運行の確保に取り組んで参ります。

記

(1) 処分の内容

道路運送法第40条に基づく事業用自動車の使用停止処分車両の使用停止処分10日間(3両2日間と1両4日間)

(2) 処分の原因となる事実

国土交通省告示で定められた運行計画どおりに運行を行わなかった。 (事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反)

(3) 当該処分に基づき講ずる措置

乗務員に対する教育及び指導監督を適切に実施し、再発防止に取り組んで参ります。

問合せ先:伊丹市交通局 運輸サービス課

電話番号: 072-781-3751 FAX番号: 072-781-4983